

9  
8  
7  
6  
5  
4  
3  
2  
1

情 報 局 編 輯

# 報 週

三 月 四 日 號

## 總選舉の方針 落下傘部隊の活躍 敗戦に搖ぐ英聯邦

鐵道運賃の改正  
食糧管理法の概要  
重要物資管理營團法

282 號

昭和十七年三月四日 星期一 第五五五號 五錢

## 週報は國民の道しるべ

種別	債名	額	利率	償還期	備考
2月決算	前年金	1000000000	5.00%	1920	
	前年債	1000000000	5.00%	1920	
	前年株	1000000000	5.00%	1920	
	前年積立	1000000000	5.00%	1920	
3月決算	前年金	1000000000	5.00%	1920	
	前年債	1000000000	5.00%	1920	
	前年株	1000000000	5.00%	1920	
	前年積立	1000000000	5.00%	1920	
4月決算	前年金	1000000000	5.00%	1920	
	前年債	1000000000	5.00%	1920	
	前年株	1000000000	5.00%	1920	
	前年積立	1000000000	5.00%	1920	

種別	債名	額	利率	償還期	備考
5月決算	前年金	1000000000	5.00%	1920	
	前年債	1000000000	5.00%	1920	
	前年株	1000000000	5.00%	1920	
	前年積立	1000000000	5.00%	1920	
6月決算	前年金	1000000000	5.00%	1920	
	前年債	1000000000	5.00%	1920	
	前年株	1000000000	5.00%	1920	
	前年積立	1000000000	5.00%	1920	

(判LA51格規定國はさき大の書本)

アジヤ材産品株式会社  
Shimizu Co., Ltd. (Tokyo)  
http://www.shimizu.co.jp

國民合唱  
朝だ元気で

作曲に 大久保 久 編曲に 大久保 久

1. あさだ あさだ あさだ ひがのぼる 朝だ元気で  
 (2) あさだ あさだ あさだ ひがのぼる 朝だ元気で  
 (3) あさだ あさだ あさだ ひがのぼる 朝だ元気で

ひがのぼる あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 ひがのぼる あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

ひがのぼる あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 ひがのぼる あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

あなげんやで ひんがでたて 一あさはは  
 あなげんやで ひんがでたて 一あさはは

露光量違いにより重複撮影

週報

第三八二號  
三月四日

總選挙に臨む政府の態度

東條内閣總理大臣談

大東亞戦争完遂

翼賛選挙運動について

内務省

海上落下傘部隊の活躍

商工省

重要物資管理営団法

農林省

食糧管理法の概要

農林省

敗戦に揺る英聯邦

大東亞戦争日誌

通風塔

週間日誌

- 二月十九日(金)
  - ▽陸海軍部隊、バリ島に上陸
  - ▽海軍航空部隊、達洲ポート
  - ▽チャーナル英首相、内閣を改造
  - ▽二月二十日(土)
    - ▽陸海軍部隊、ティモール島に自衛作戦を開始
    - ▽ティモール作戦に關し帝國政府聲明を發表
    - ▽二月二十一日(日)
      - ▽帝國艦艇、昭南島に入港
      - ▽在歐印度國民會議派チャンドラ・ボース氏、日本の支援の下、印度解放へ邁進の旨、日本國民に對し聲明
      - ▽二月二十二日(月)
        - ▽翼賛政治體制協議會を首相官邸で開催
        - ▽二月二十六日(金)
          - ▽重臣懇談會を首相官邸で開催
          - ▽マレー軍政機關決定、昭南市長に大達茂雄氏
          - ▽二月二十四日(水)
            - ▽第三十三回(陸軍第二十七回)支那事變生存者勳功行賞の御沙汰あらせらる
            - ▽帝國潜水艦、アメリカカリフォルニア州沿岸の軍事施設を砲撃
            - ▽昭和十七年度國民貯蓄目標額を二百三十億圓と決定
            - ▽關東軍報演習開始さる
            - ▽ルーズヴェルト米大統領、邊談話を放送
            - ▽二月二十五日(木)
              - ▽大東亞戦争戦死者慰靈祭、天日本皇廟皇祖御代舉行さる
              - ▽臨時中央協力會議開催(二十六日まで)

國民合唱  
朝だ元気で

八十島 作曲  
飯田 信夫 作詞  
除拍に元氣よく ♩ 120-126

1. あさ だ あさ だ 1 - あさ ひ が の ぼ - る - も ゆ る ち ば ら  
(2) あさ だ あさ だ 1 - あさ ひ が の ぼ - る - も ゆ る ち ば ら  
(3) あさ だ あさ だ 1 - あさ ひ が の ぼ - る - も ゆ る ち ば ら

ひ が の ぼ り み ん な げ ん さ だ て げ ん さ だ て 1 - あ さ は こ こ ろ  
ひ が の ぼ り み ん な げ ん さ だ て げ ん さ だ て 1 - あ さ は こ こ ろ

ひ が の ぼ り み ん な げ ん さ だ て げ ん さ だ て 1 - あ さ は こ こ ろ  
ひ が の ぼ り み ん な げ ん さ だ て げ ん さ だ て 1 - あ さ は こ こ ろ

と り と し め て あ な た も わ た し も き ら ら け ぐ  
と り と し め て あ な た も わ た し も き ら ら け ぐ

と り と し め て あ な た も わ た し も き ら ら け ぐ  
と り と し め て あ な た も わ た し も き ら ら け ぐ

も う の こ ろ ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら  
も う の こ ろ ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら ち ら

露光量違いにより重複撮影

週報

第三八二號  
三月四日

總選挙に臨む政府の態度  
東條内閣總理大臣談……

大東亞戦争完遂  
翼賛選挙運動について  
内務省……

海軍落下傘部隊の活躍  
重要物資管理營團法  
農工省……

食糧管理法の概要  
農林省……

敗戦に揺る英聯邦……  
大東亞戦争日誌……  
通風塔……

三月十九日(金)  
陸軍軍部、パリ島に上陸  
海軍航空部隊、濠洲ポイント  
チャーチル英首相、内閣を改組  
二月二十日(金)  
陸軍軍部、ティモール島に自衛作戦を開始  
ティモール作戦に關し帝國政府聲明を發表  
二月二十一日(土)  
帝國艦艇、昭南島に入港  
在歐印度國民會議派チャンドラ・ボース氏、日本の支援の下、印度解放へ邁進の旨、日本國民に對し聲明  
二月二十三日(日)  
翼賛政治體制協議會を首相官邸で開催

三月二十日(土)  
マレー軍政機關決定、昭南市長に大達茂雄氏  
二月二十四日(火)  
第三十三回(陸軍第二十七回)支那事變生存者勳功行賞の御沙汰あらせらる  
帝國潜水艦、アメリカカリフォルニア州沿岸の軍事施設を砲撃  
昭和十七年度國民貯蓄目標額を二百三十億圓と決定  
關東軍報濟隊演習開始さる  
ルーズヴェルト米大統領、邊談話を放送  
大東亞戦争犠牲者慰靈祭、同日、本報攝影隊も舉行さる  
臨時中央協力會議開催(二十六日まで)  
二月二十六日(木)  
軍臣懇談會を首相官邸で開催

週間誌

# 總選舉に臨む政府の態度

東條内閣總理大臣談 (二七、二、一八)

現任衆議院議員の任期は、四月二十九日を以て満了せんとし、その改選の期は既に目睫の間に迫つた。そもく衆議院議員總選舉は昨年議員の任期延長の結果、昭和十二年議會解散後の總選舉の行はれてより満五年、支那事變開始以來最初の總選舉である。大東亞戰爭下において敢て今次の總選舉を行はんとする所以は、一は選舉が戦時下國民の總力を集結し、舉國いよく決意を固くして戦争目的の完遂に邁進せしむる絶好の機会たると共に、一は今回の選舉を以て、支那事變以來、殊に大東亞戰爭開始以來、飛躍的に發展を遂げたる時局の新段階に對應すべき、清新なる議會の成立を期待せんとするにほかならないのである。

即ち政府は、この選舉が舊套を一掃して、眞に公正明朗に行はれ、これによつて大政黨の熱意に燃え、大東亞戰爭の目的完遂のために、積極的の力を致すべき有爲の人材の一人にても多く選出せられんことを熱望するものである。かくて國民の胸中に漲る征戰目的の意氣と氣魄とを披瀝し、聖業翼賛の赤誠と至情とを吐露し、官民眞に一體となつて黨派政治の本領を發揮せんことを希望する次第である。

これがために政府は、今次選舉に際し、國民運動の展開を希望するものである。

特に政府はさきに述べたるが如き積極有爲の人材が、從來の因習を破つて現實に選出せらるゝやう、その氣運が積極的に醸成せらるゝことを希望し、更にその實現に關して最も適切なる方途について、廣く國民一般の工夫と盡力とを期待するものである。今や國家躍進の秋に際し、こゝに政府は純正なる國民政治意識の昂揚を圖り、國內政治の刷新と翼賛議會の確立とによつて、大東亞建設の大業翼賛に邁進せんことを期するものである。

## 大東亞戰爭 完 遂 翼賛選舉貫徹運動について

内務省

### 一、はしがき

今春四月三十日には、いよく衆議院議員の總選舉が施行されるはずである。昨年議員の任期延長をしたために、昭和十二年の總選舉以來満五年、支那事變開始以來最初の總選舉である。未曾有の重大時局に際し敢て總選舉を行ふ所以は、一つには選舉が戦時下國民の總力を結集強化し、舉國一體いよく決意を固くして戦争目的の完遂に邁進せしむる絶好の機会であると共に、一つには今回の選舉を以て、支那事變以來、殊に大東亞戰爭開始以來、飛躍的に發展を遂げた時局の新段階に對應すべき、清新強力な議會の成立を期待せんとするに在る。

かやうに重大な意義を有する總選舉の施行に當つては、選舉の眞意義に徹する一大國民運動の展開が必要であることはいふまでもない。從來の選舉肅正運動は、投票の買収、選舉プロカーの横行等の悪質犯罪の激減をみたなど、消極的効果は大いに願ひみるべきものがあつたのであるが、選舉の眞意義に立脚して積極的に翼賛議會の建設を期するには、未だ十分でない憾みがあつたのである。

今回政府は、今次總選舉の重大意義に鑑み、選舉に際し戰爭の完遂と翼賛議會の確立を目標とする一大舉國的國民運動を展開することに決定し、さきにその運動方針に關する閣議決定をみたので、こゝに本運動の解説をすることにする。この運動は舉國的展開の必要があるので大方の協力

を懇請する次第である。

## 二、運動の名稱と目標

運動の名稱は「大東亞戰爭 翼賛選挙貫徹運動」といひ、その目標はいふまでもなく大東亞戰爭の完遂と翼賛議會の確立である。今次の總選挙に當つて、この二大目標達成のためには大舉國的國民運動を展開し、以て重大時局下、翼賛選挙の實現を期せんとするのである。

## 三、運動の基本方針

運動基本方針の第一は、大東亞戰爭完遂のため舉國鐵石の決意を鞏固ならしめるに在るのであつて、大東亞戰爭下に行はれる今次の總選挙は、戰爭完遂のため國民の總力を結集する絶好の機會であるから、選挙を機として大東亞戰爭完遂の歴史的使命に關する認識を徹底せしめると共に、いよいよ必勝の信念を堅持して舉國戰爭完遂に邁進するの決意を鞏固ならしめねばならぬ。

第二は、清新強力なる翼賛議會を確立するため、國民の眞摯な政治的意欲を積極的に昂揚せしめるに在るのであつて、大東亞建設を使命とする時局の新段階に對處し、國內の下部組織に根柢をもたなければならぬのであるから、こ

とすることはいふまでもない。

今次總選挙の意義は實にかゝる翼賛議會の確立を期待するに在るから、本運動においては翼賛議會確立に對する國民の政治的意欲の昂揚に主眼を置いた次第である。

第三に、翼賛議會の確立のためには、最適の人材を議會に動員する必要があるから、かゝる氣運を積極的に醸成することに重點を置かねばならぬ。

第四には、選挙の倫理化である。翼賛議會を確立せんがためには、選挙の倫理化を期することは立憲の本義に鑑み當然のことであり、殊に重大時局下の選挙に際し、舊態依然として在來の情實に泥み、或はは縲紲の辱を受けざるやうなことは、戰爭目的を阻害する非國民的行爲である。今次の總選挙を機としてかゝる在來の情弊を一掃し、公正明朗な理想選挙を實現せねばならぬのである。

## 四、運動の實施方策

(一) 啓蒙運動の徹底 本運動は右の基本方針に基づく一大啓蒙運動として舉國的國民運動を展開せんとするのであるが、元來本運動は國民の内部より盛り上げる自主的運動たるを要するのであり、従つて部落會、町内會、隣保班等の下部組織に根柢をもたなければならぬのであるから、こ

の下部組織を中核として運動を展開することは勿論、各種團體その他あらゆる組織を動員して活潑な運動の展開を必要とするのである。かゝる舉國的國民運動の展開によつてこそ翼賛議會の確立が期し得られるものであることを銘記せねばならぬ。

(二) 候補者推薦氣運の醸成 基本方針において翼賛議會の確立は最適人材の議會への動員であると言つたが、しからば如何にして最適人材を議會に動員するか、その方法としてこゝに候補者推薦氣運の醸成が必要となつて來るのである。立候補制度の下に候補者の制限される現行選挙法の下にあつては、先づ誰が見ても最適と思はれる人材を候補者として立たせることが第一である。かゝる最適候補者推薦の氣運を積極的に醸成することが翼賛議會確立への道である。よつて本運動においては、かゝる氣運の醸成を促進せしめることに力を致さねばならぬ。

(三) 選挙の倫理化と戦時體制化 翼賛選挙の實現のため選挙の倫理化が必要な所以は、すでに基本方針に明らかであるが、その方法として特に左の點に留意せねばならぬ。

- (1) 選挙に關する在來の情實を一掃し、選挙の公正を期すること
- (2) 選挙民の自覺を喚起し選挙犯罪の根絶と棄權防止

に努めしむること

(3) 選挙運動關係者をして自肅自戒、以て違反の絶無を期せしむること

(4) 戦時に即應し選挙運動上、物資努力等の節約と運動方法の改善合理化に努めしむること

(四) 本運動は一大舉國的國民運動であるが、それはあくまで啓蒙運動である。従つて本運動と選挙運動とを混同するやうなことがあつてはならない。殊に市町村常會、部落會、町内會、隣保班を通ずる運動實施に際しては一段の注意を要する次第である。

## 五、運動實施機關

本運動は官民一體の舉國運動でなければならぬが、運動の中核をなす實施機關としては、左に由ることになつてゐる。

- (一) 政府は運動の基本方針を決定し運動全般を指導する
- (二) 地方廳は政府の方針に即應し地方における運動全般を指導する
- (三) 大政翼賛會(翼賛壯年團を含む)及び選挙肅正中央聯盟は政府及び地方廳に協力して民間運動を展開する

×

×

本運動は、重大時局下の總選挙に際し大東亞戦争の完遂と、翼賛議會の確立を目標とする一大舉國的國民運動を展開せんとするのである。國民舉つて本運動の趣旨に理解と協力を寄せられんことを切望する次第である。

### 衆議院議員總選挙對策翼賛選挙貫徹運動

#### 基本要綱 (昭和一七、二、一八閣議決定)

- 一 運動の名稱  
大東亞戦争完遂  
翼賛選挙運動貫徹運動ト稱ス
- 二 運動の目標  
大東亞戦争ノ完遂ヲ目標トシテ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スル爲メ衆議院議員總選挙ノ施行ヲ促スルニ際シ、一大舉國的國民運動ヲ展開シ以テ重大時局ニ對處スベキ翼賛選挙ノ實現ヲ期セントス
- 三 運動の基本方針  
(一) 選挙ヲ機トシ必勝ノ國民士氣ヲ昂揚シ大東亞戦争完遂ニ對スル舉國總力ヲ決意ヲ鞏固ナラシム  
(二) 清新強力ナル翼賛議會ヲ確立スル爲メ國民ノ眞摯純正ナル政治的意欲ヲ積極的ニ喚起助揚セシム  
(三) 大東亞戦争完遂ノ大目的ニ副ヒ眞ニ大政翼賛ノ重責ニ任ズベキ最適ノ人材ヲ議會ニ動員スルノ氣運ヲ汎ク醸成セシム  
(四) 重大時局下ノ選挙ナルニ鑑ミ、急遽ニ倫理化ヲ徹底シ斷シテ在來ノ情弊ヲ一掃シ公正ニシテ明期ナル選挙ヲ實現セシム
- 四 運動ノ實施方策  
(一) 啓蒙運動ノ徹底  
本運動ハ右ノ基本方針ニ則リ大東亞戦争ノ完遂、翼賛議會ノ確立、翼賛選挙ノ實現ヲ目標トスル一大啓蒙運動トシテ部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ハ勿論各種團體其ノ他凡ニ組織ヲ動員シ活潑ナル展開ヲ期スルモノトス  
(二) 候補者推薦氣運ノ醸成  
翼賛選挙實現ノ啓蒙運動トシテ最適候補者推薦ノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシム  
(三) 選挙ノ倫理化ト戰時態勢化  
重大時局下ノ選挙ニ際シ眞ニ翼賛選挙ノ實ヲ擧ゲシムル爲メ左ノ方途ニ依リ選挙ノ倫理化ト戰時態勢化ヲ期スルモノトス  
(1) 選挙ニ關スル在來ノ情弊因縁ヲ一掃シ選挙ノ公正ヲ期セシム  
(2) 一般選挙民ノ自覺ヲ喚起シ選挙犯罪ノ根絶ト棄權防止ニ努メシム  
(3) 選挙運動關係者ニ對シテハ自衛自戒以テ違反ノ絶無ヲ期セシム  
(4) 戰時ニ即應シ選挙運動上物資、勞力等ノ節約ト運動方法ノ改善合理化ニ努メシム
- 五 運動實施機關  
本運動ハ之ヲ官民一體ノ舉國運動タラシムルモノトシ運動實施機關ノ分擔ハ概ネ左ニ依ルモノトス  
(一) 政府ハ運動基本方策ヲ決定シ關係機關ノ緊密ナル連絡ノ下ニ運動全般ヲ指導ス  
(二) 地方廳ハ政府ノ基本方策ニ即應シ運動實施方策ヲ決定シ地方ニ於ケル運動全般ヲ指導ス  
(三) 大政翼賛會(翼賛壯年團ヲ含ム)及選挙肅正中央聯盟ハ政府及地方廳ニ協力シ民間運動ヲ展開ス

## 海軍落下傘部隊の活躍



一月十一日のセレス島メナドの攻撃時に、二月十四日スマトラ島パレンバン島の奇襲作戦に、突如としてわが陸軍の落下傘部隊が姿を現はし、初陣を告げ、戦果を挙げた。更にまた二月二十日のティモール島作戦に海軍落下傘部隊が再び勇業を現はし、クバン附近の奇襲降下に成功した。こゝに落下傘降下の第一陣を果した海軍落下傘部隊の活躍について述べることにしよう。

### メナド攻撃に初登場

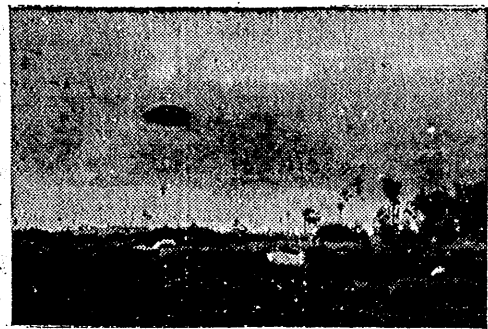
落下傘部隊の訓練は、ソ聯では早くから着手し、ドイツでは今次歐洲戦に應用して、赫々たる戦果をあげてゐるのであるが、わが國においても今次大東亞戦争に初めてこれを實施し、その偉力を遺憾なく發揮するに至り、落下傘部隊は今や近代戦における特殊な要素として、その地歩を確保することになった。

ところで、メナド攻撃に初登場したわが海軍落下傘部隊は、初陣であつたにかゝらず自覺しい戦果をあげた。世間ではやゝもすれば、ニュース映畫において、降下中或ひは着陸直後の地上戦闘の場面が少いために、敵兵のゐない地點に榮々と降下したのではあるまいか、と想像し勝ちであるが、落下傘部隊のあるものは一つの落下傘に、八十四發の敵弾を受けたといふ事實からしても、敵が如何に決死の防衛に當つてゐたか、如何に降下が困難であつたか判ると思ふ。ことに、メナド方面の防衛に當つてゐたのは、射撃のうまいことで世界に知られてゐるオランダ兵だつたのである。従つて降下中はもとより、着陸したのちも、敵の彈丸は極めて低く、落下傘部隊員の中には、鐵兜の縁で、大地に穴を掘り、敵の猛射を防いだものさへあつた程である。しかるに、わが方の犠牲は極めて僅

かであつた。飛行機から飛び降りて着陸するまでには一人の戦死者もなかつた。射撃自慢のオランダ兵の眼の前に、一人の犠牲者もなく降下に成功したといふことは、わが落下傘部隊が既に精神力において敵を圧倒してゐたことを物語るものといへよう。突然空から降つて来た大膽極まる奇襲攻撃に敵は周章狼狽したに違ひない。敵は精神力においてすでに敗れてゐたのである。

### 旺盛な攻撃精神

落下傘部隊が、大膽沈着であることも、逞ましい戦闘精神に燃えてゐることが必要であるといふまでもあるまい。陣地を構へて待ち受けてゐる敵の頭上へ、狙撃の好目標となりながら身をたたくきつけ、しかも敵陣の只中において、速かに攻撃據點を確保しなければならぬからである。メナド攻陥の時のことであるが、わ



が空からの奇襲攻撃が始まるや敵トイチカは猛烈に火を吐き出した。その只中にそこかしこに着陸した落下傘部隊員は、落下傘をかなぐり捨ててやがて味方の陣地へ肉薄してゆく。やがて味方の擲弾筒の弾丸が、トイチカ附近で轟然炸裂するを見るや、それに呼應して突撃が擧行され、第一トイチカは奪取

された。これをきつかけに次ぎ／＼に敵陣は潰え去つた。

そこへカカス方面から一臺の装甲自動車が見え、猛烈な掃射をあびせかけて逃走した。わが部隊は、小癩な奴と、更に前進に移つたのであるが、途中の牧場の真ん中で一部隊がバツクリさき程の装甲自動車に遭遇した。二名の落下傘部隊員は、たちまち道路の横に軽機銃を据えて、装甲自動車へ敢然と挑戦した。装甲車も猛射を始め、二人の姿は敵弾のあける砂煙で見えなくなつた。だが、二人は一步も退かず、強力な装甲車と堂々射ち合つた。やがて敵が射ち負けて徐々に後退するを見るや、二人はがばとはね起き、逃げ出さんとする装甲車に飛びつき、素早く携帶してゐた軍艦旗を、その上に翻したのである。

軽機銃と装甲車の勝負は、歴史的な落下傘部隊員のたくましい攻撃精神によ

つてわが方に凱歌があつたのである。見渡すかぎり緑の牧草の上に軍艦旗が高く翻つたことは、落下傘部隊員の勇氣を百倍せしめ、カカスの街も、忽ちわが手に歸した。かくてわが落下傘部隊は、軍事據點を確保するとともに、附近一帯の掃蕩を完了し、翌十二日には新設落下傘部隊の増援があり、メナドに敵前上陸した陸戦隊との握手も成り、こゝにわが國最初の落下傘作戦は、劃期的な成功をさめたのである。

### 落下傘部隊の沿革

一體、落下傘はどんな發達の過程を辿つて来たかといふに、これが着想されたのは古いことで、十六世紀頃すでに實施されてゐる。フランス人ブランシャルは、輕氣球に落下傘を裝備することに思ひつき、一七八五年彼は落下傘を初めて作り、それに籠をつけ、その中に犬を入れて安全に降下せしめ

ることに成功、一七九三年には、彼自身もこれを實驗したが、この時は落下傘の構造に缺陷があり、あまりに速く地上に降下したため、足を挫いてゐる。その後一七九七年には、ジャック・ガネルが輕氣球から落下傘で飛び降り、見事成功して實用に適する用具であることを立證した。これに刺戟されてイギリス、アメリカ、ポランド等でも落下傘に着目するに至つた。

しかし落下傘を實戦に應用せんとしたのは、ソ聯が最も早く、ソ聯では第一次世界大戦末期の國內革命の頃から着想してゐるが、一九二七年、某大佐は空軍の冬季大演習中に、敵戦線の背後にサボタージ行爲を起して、敵を不安に陥れることを思ひつき、八名の工兵を大型飛行機に乗せ、敵の兵站部近くに降下せしめ、敵の進撃路や橋梁を破壊し、確定的な効果をあげた。ソ聯では、この頃から落下傘の實戦應用が

具体的に研究され出した。その後落下傘部隊の編成を見るに至つたが、當時の落下傘部隊の任務は「敵戦線後方に侵入」といふ單純なものであつた。

ところが、一九三五年のウクライナ大演習において、ソ聯は各國武官の目の前で、「航空歩兵二千名を初め、機銃百五十挺、砲十八門を大量的に降下させ」といふ落下傘部隊の實戰的活躍を示し、アッといはせた。翌三六年のミンスク大演習においてもこれを行ひ、各國はいよいよ落下傘部隊の必要を痛感、これが研究を進めるに至つた。もとより第一次世界大戦の末期には、小規模の落下傘降下が試験的に行はれ、フランス空軍のエプワール少佐の如き、一名の將校とともに落下傘でドイツ戦線の背後に降下して、小規模ながら敵の後方を不安に陥れたといふ例はあつた。

今次歐洲戰勃發とともに、いよいよ

### わが國獨特の落下傘部隊

落下傘部隊は、近代戦における重要な要素としての偉力を實證するに至つた。すなはち、ドイツ軍は、ノールウェー、ベルギー、フランスの各戦線に落下傘部隊を降下させて、赫々たる戦果をあげたが、ことに一九四〇年五月二十日から開始されたクレタ島攻略戦に、大規模の落下傘部隊を送り、兵員、武器、食糧等を大量に降下し、壯烈な立體戰術を展開して、つひに同島を攻略したことは、世人の記憶に新たなるところである。

一方ソ聯軍も、一九三九年末ポードランド戦線に落下傘部隊を送つてゐるが、フィンランド戦線における、ペツァモ港攻略は、主として落下傘部隊の活躍によるものといはれてゐる。

このやうに、落下傘は近代戦における有力な武器となつた。「空から人の雨を降る」といふことは、今ではもう夢ではないのである。

しかしこゝで注意しておかねばならぬのは、海軍落下傘部隊は、決して諸外國の模倣でないことである。すなはち海軍落下傘部隊は、わが海軍獨特の訓練と、組織と、裝備をもつてゐるのである。

一體落下傘で着陸する時には、ちやうど走つてゐる自動車から、とび降りたやうな衝動をうけるのであるが、それだけに腰や脚を丈夫にする必要がある。このためにも獨特の訓練が施されるのであるが、日本人はもと／＼腰が強い。これは子供の時から坐ることが慣れてゐるためで、椅子で育つた外人の比ではない。これが強い落下傘部隊を造り上げるのに非常に役立つのである。その上、落下傘部隊の勇士達は、日頃から柔道、剣道によつて鍛へられてゐるので、わが國獨特の武道は、こゝ

でもまた非常な貢獻をしてゐるのである。

また、落下傘の絹は、わが國産の玉座を占める生糸であることも忘れてはならない。世界各國の落下傘は、わが國の生糸と、イタリアの黄繭でつくられてゐるのであるが、アメリカのナイロンの如き不均勢な科學製品は、今のところ絶體に落下傘には使用できないのである。

かつてわが國の生糸は、オランダ、ベルギー等の歐洲戦線に華々しい活躍をしたのであるが、今やわが本國の第一線に出勤、本来の使命を力強く擔つてゐる。このやうに落下傘部隊こそ、わが國獨特のものとして洋々たる將來を約束されてゐるのであつて、メナドへの初陣と、ティモール島への再登場による赫々たる戦果は、その輝かしい將來への期待を、十分に價値づけたものといへよう。



## 重要物資管理營團法について

商 工 省

はしがき

第七十九回帝國議會を通過し、去る二月二十四日に公布されました重要物資管理營團法は、その名稱の示しますやうに、重要物資管理營團といふ一つの新しい機構を作り、戦時下の重要な物資を貯蔵して、その最も有効な活用を圖ることを目的とするものです。以下、この法律に基づいて設置されます重要物資管理營團を中心に説明することに致しませう。

### 本營團設置の趣旨

現在わが國の國策は、大東亞戦争の完遂といふ一點に集注されてをり、政府の實施してをります諸方策は、すべて戦争目的の達成上、直接間接に必要なものに限られてを

ります。この重要物資管理營團の設置も、今回の戦争遂行上最も緊要な對策の一つであることは申すまでもありません。

ご承知のやうに、近代の戦争は國家の總力を盡して闘はれる大規模な世界戦でありますから、最後の勝利を得るためには、長期間に亘つて莫大な量に上る物資を補給できるだけの強靱な經濟體制を確立することが何よりも必要です。殊に今日のやうに、外國から物資を輸入することが非常に難しい情勢の下では、戦争遂行に必要な大量の、しかも多種多様の物資はすべて我が勢力圏内で賄はなければなりません。政府では、夙に日滿支の三國を通ずる自給自足の國防經濟體制の整備に邁進してまゐりましたが、物によつては、まだ供給の十分でないものもあります。かやうなわけで、限りある物資を最も重要な方面に最も有



効に活用せねばならないのであります。そのために支那事  
業發生以來、政府は毎年物資動員計畫といふものを樹立し  
て重要物資の需要供給を計画的に調整しますと共に、この  
計畫の圓滑な實施を圖るため、次ぎ／＼と物資の統制を行  
つてまいりました。四年有餘に亘る支那事變を戦ひ抜き、  
必要な物資の補給に遺漏なきを得ましたのは、全くかやう  
な措置の結果と申せませう。

ところが今回、大東亞戦争といふ、古未曾有の大戦争が  
勃發しました。物資の需要供給が従前より更に窮乏とな  
り、従つて物資の統制も一段と強化されねばならないこと  
は勿論であります。況んや今回の戦争の敵國である米英は  
資源の豊富を誇り、長期經濟戦によつて我が國を壓倒しよ  
うとしてをります。我が國としては、せひとも戦争經  
済力の強化を圖り、長期戦に必要な重要物資の供給を確保  
してゆかねばなりません。

そのためには、まづ供給力の源を豊かにする必要があ  
ります。生産力の擴充といふことが聲を大にして叫ばれて  
をります。この趣旨に基づいてをります。また國內  
に産しない物資は、極力その輸入を圖らねばなりません。  
ところが、今日のやうに世界を擧げて戦争の高潮中に捲き  
込まれてゐるやうな情勢の下では、外國貿易の困難なこと

は前に述べた通りであります。従前のやうに一般の輸入業  
者に任せておいては、到底必要物資の輸入は期待できませ  
ん。そこで、特殊な専門的機關を設けて、國家の援助によ  
る各種の有効な手段を用ひ、國家的に最も緊要な物資の輸  
入獲得に當らせる必要が生じて來るのであります。

また現に國內に保有されてゐる物資に對しましても、國  
家として適切な管理を加へ、必要に應じ何時でも活用でき  
るやうな方策を講じておくことは、物資の供給を圓滑にし  
る所以であります。どれ程多量の物資が國內に貯蔵されて  
をりましても、相互に何の連絡もなく、所有者が異なるのに  
應じばら／＼に散在しますのでは、保管の方法が悪いため  
無駄な消耗を生ずることもありませうし、また貴重な資材  
がさばりと重要でない用途に流用されることもありませう。  
かやうな弊害を避け、物資の計画的供給を可能にするため  
に、重要物資を一手に握つて、これを適當に管理する機關  
を設ける必要が痛感されるのであります。

戦時下におきましては、非常事態が何時何處で發生して  
も、物資の供給に支障のないやうに豫じめ計畫を樹て、各  
種の物資をできるだけ合理的に分散して貯蔵しておくこと  
が必要で、かやうな計畫も、物資別にはら／＼に實施し  
たのでは効果が薄く、種々の物資を綜合して一元的な計畫

を樹てる一つの中心機關が必要で、  
かやうな必要に應じまして、重要物資管理營團を設置す  
ることになつたのであります。

### 本營團の組織

右に述べましたやうな必要に基づき各種の措置は、事業  
としては最も國家的公共的色彩の強いもので、収益を期待  
できる性質のものではありませんから、民間の營利會社に  
行はせるのは適當ではありません。また、かやうな措置は、  
經濟界の動きと密接な關聯を保つ必要があり、機に應じ  
て迅速な手を打たねばならないので、政府自らの事務とし  
て行ふのも不適當であります。そこで「營團」といふ特殊の  
形態を用ひることにしました。

「營團」と申しますのは、このやうに特に國家的公共的色  
彩の強い事業を政府に代つて専門的に行はせることを目的  
とし、特別の法律に基づいて設置される特殊の法人で、昨  
年初めて出來ました新しい事業形態でありまして、すで  
に住宅營團、帝都高速度交通營團、農地開發營團、産業設  
備營團の先例があり、今回またこの營團と並んで食糧營團  
が設置されることになつてをります。

これ等の營團は、皆大體同様の組織をもつものでありま

す。重要物資管理營團について申しますと、二千万圓の資  
本金は全額政府の出資によるほか、免稅の特典その他業務  
の遂行に必要な種々の機能を與へられる等、國家事業の代  
行機關にふさはしい援助が與へられてをります。その反  
面、國家的監督もまた嚴重でありまして、理事長、副理事  
長以下、理事、監事等の役員は全部政府の手によつて任免  
され、事業の遂行上重要な事項は政府の認可を要する等、  
使命達成に國家意思が十分反映するやう注意が拂はれてを  
ります。

### 本營團の業務

重要物資管理營團は「戦時ニ際シ重要物資ノ貯蔵ヲ確保  
及増強シ並ニ貯蔵重要物資ノ利用ヲ有効且適正ナラシムル  
コト」を目的としてをります。その意味は「設置の趣旨」で述  
べたところに盡きてをります。本營團はこの目的の範圍  
内で重要物資の保有とその買入、輸入、賣渡、その他目的  
の達成上必要な事業を行ふものであります。

この營團が取扱ふ重要物資の範圍は、四圍の情勢に應  
じて變更することも考へられますので、その細目は別に命  
令で定めることになつてをります。大體の豫定では、各種  
の金屬類とその原礦石と金屬製品、化學藥品とその原料、

その他時局下に重要な工業の原材料や製品等を中心として、醫藥品、衛生材料その他の生活必需品や防空用資材、災害復舊用資材等が考へられてをります。なほ、石炭、アルミニウム、マグネシウム、棉花、羊毛その他各種の纖維製品等は、右の諸物資とは異り本營團が直接所有せず、それらの物資についての統制機關にもたせることになつてをりますが、本營團は綜合的にこれを監督する方針であります。たゞ食糧品の貯蔵管理は、新設の食糧營團が當ることになつてをります。

この營團が重要物資を保有するためには、その買入、輸入をなさねばなりません。買入は、その前提として一定の範圍の者から報告をとつたり、検査をしたりする機能が法律によつて與へられてをります。本營團は政府の行ふ調査のほか、この營團自體の調査の結果に基づいて必要な物資を買上げるわけであり、買上げの方法は、できるだけ任意契約によるものですが、この點一般のご協力に俟つところが多いため、萬やむを得ない時は、物資統制令を發動して強制的に買上げることになります。

また物資の積極的な活用を圖るため休眠物資をどしどし買上げる豫定ですが、この際特に注意申上げたいのは、その買上げなり、買上げの前提の調査なりは、飽くま

でも重要物資の動員といふ趣旨を出ないといふことでもあります。従つて、營團の調査、買上げを機會に、政府が犯罪の摘發を圖るといふやうなことは考へてをりません。本營團のなす輸入と關係しまして、南方地帯の物資の獲得はどうかといふことが問題になります。皇軍占領下の南方諸地域から多量の物資が取得されることが豫想され、その管理は本營團當面の重要な事業と考へられます。たゞ、さし當りは本營團が直接これ等の物資の獲得に當らずに、軍が取得しました物資を本營團が引受けることになつてをります。

本營團は、當分は自分の倉庫を持つわけではありませんし、また多年の經驗と熟練をもつ保管業者の力を借りることが能率的でありますから、營團の買入、輸入しました物資は、既存の倉庫に保管を委託する方針であります。そのために法律の中に、營團は政府の認可を受けて一定の範圍の者に對し營團所有の物資の保管をさせ得ることと定められてあります。

最後に、本營團がもつてをります物資は適宜必要な方面に供給されねばなりません。その方法につきましては、原則として各種の統制法令に基づいて整備されてをります。既存の配給統制機關を通じて行ふ豫定で、本營團が新しく配

給の分野に突出したなり、無用の重複混亂を生ずるといふやうな弊のないやうにする積りであります。

以上述べました重要物資の買入、輸入、保有及びその買波といふ業務は、政府の樹立し、物資動員計畫を密接な關係をもち、その一部分をなすものといへますので、これを全然本營團自身の自由探取に任ずることは適當ではありません。従つて、これ等の業務は政府の定める計畫に基づいて行ふべきものとされてをります。

その他目的達成上必要な事業と申しますのは、前述の本營團以外の統制機關の持つ物資に對する監督とか、倉庫の足りない地方に新しく倉庫を建設するといふやうなことが考へられてをります。

### 結 び

以上、簡単ながら重要物資管理營團法の大體を説明いたしました。皆様の中には、或ひは「この物資不足の折柄、かやうな新しい制度を設けて物資の買入貯蔵をすれば、ますます物資の不足に拍車を掛け、一般の産業やわれわれの生活を壓迫するのではないか」といふ懸念をもたれる方があられるかもしれません。しかし、この營團の行ひます物資の買入は、需要供給の状況その他各種の事情を考慮しました

周到な計畫に基づいて、買入しました物資は、すべて物資動員計畫に計上され、政府の定める適正な配給調整の計畫に従つて、隨時必要な方面に供給されるので、ご心配の點とは反對に、かへつて物資の偏在を矯正し、その供給を圓滑にするものと申すべきであります。本營團には軍需工業關係の物資に限らず、一般の生活必需品も國民生活の安定に必要なものは十分貯蔵されるのですから、食糧品に關する食糧營團の運用と相俟ち、今後どのやうな事態に際會しても決して皆様に御心配をかけることとはないと信じます。國民の皆さんは、この政府の措置に信頼し、安心して職域奉公に専念されると共に、本營團の目的達成に十二分の御協力あらんことを希望してやみません。

製造工業貸借對照表準則草案	定價 十五錢
製造工業財産目錄準則草案	送付 三 註
製造工業損益計算書準則草案	

企 業の財政及び經營の實情を綜合し又分析整理し、會計の施行、資金統制の運用等に資し、特別經濟の適切な運営を圖るを以て企業界の財務監督機關として、一覽會に於て審議決定せる製造工業に關する貸借對照表、財産目錄及び損益計算書の準則草案を編んで刊行したものである。

官 署 販 賣 所 費 店 あり  
行 發 局 刷 印 內



# 食糧管理法の概要

食糧管理局

## 制定の理由

戦争の長期化するに伴ひ、食糧問題はますます重要性を加へつゝあるとき、今議會における重要法案の一つとして食糧管理法が提出され、兩院とも無修正で可決され、去る二月二十一日法律第四十號として公布された。

本法制定の理由は、議會における井野農林大臣の説明でも明らかなるやうに、次ぎの三點に在るのである。

第一は、本法によつて主要食糧の國家管理體制を強化せんとすることである。昭和十五年の秋以來、政府は米穀の國家管理制度を實施、次いで麥類にもほゞこれに近い制度を實施して來たが、米麥のやうな國民の主要食糧を確保することは、長期戦下に絶対に缺くことのできない重要問題であるばかりでなく、東亞共榮圈内の食糧事情から考へても米麥の國家管理は、最早や單にこれまでのやうな臨時應急の措置ではすまされず、平戦兩時を通じた恒久的制度を確立する必要がある。すなはち本法は、米麥のやうな主要食糧に關する限り、農民が安心して生産に従事できるやう、生産された米麥は必ず政府が買上げる、といふ體制を明らかにして、國民食糧の確保と國民經濟の安定を圖らうといふのである。

第二は、主要食糧の配給機構を整備せんとすることである。すなはち現下の食糧事情を顧みるときは、一面において、從來殆んど米だけに依存した配給から主要食糧の総合的配給に移行せしめる必要があると共に、配給機構そのものもまたこれに即應した組織に制度化する必要がある。そのためには中央と地方に食糧管團を設立させ、主要食糧の配給、加工または製造に携はる業者をその傘下に統合させ、政府の特

別監督の下に、主要食糧の綜合配給に關する事業を擔當させようとするものである。

第三は、非常時食用食糧の一元的管理を實施せんとすることである。政府は空襲等の緊急事態に備へるため、非常時食用食糧の分散貯蔵を實施させてゐるが、從來その貯蔵機關は物資毎に區々であつて、統一を缺いてゐたので、これを一元的に食糧管團に實施させ、いついかなる緊急の場合でも萬遺憾なきを期せんとするものである。

以上が本法制定の理由の概要であつて、本法第一條に「本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲メ食糧ヲ管理シ其ノ供給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス」といつてある所以もこゝにあるのである。

## どんな内容か

### 一 主要食糧の管理

政府の買入と賣渡制度の強化 主要食糧管理の内容として、まづ挙げらるべきものは、政府の買入賣渡操作である。これまでも政府は昭和十二年法律第九十號「米穀ノ應急措置ニ關スル法律」に基づき、米穀及米穀以外ノ食糧農産物並

ニ其ノ加工品ノ買入と賣渡を實行してゐるが、しかしこの法律は、その名の示すやうに臨時應急的立法であり、その買入賣渡も「米穀ノ配給上特ニ必要アリト認めルモノ」は「買入及賣渡ヲ爲スコトヲ得」と極めて消極的に規定されてゐた。ところが、食糧管理法第三條では、

「米穀、大麥、稗麥又ハ小麥(以下米麥ト稱ス)ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受ケル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命令ノ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參照シテ之ヲ定ムル

と規定し、國民食糧の大宗たる米麥については、自家用米麥のやうに命令を以て除外されるもの以外は、全部政府に賣渡すべきことを平戦兩時を通じた恒久的制度として確立すると共に、一方政府の買入價格は、生産費と物價その他の經濟事情を參照して決定することとし、豊凶の如何にかゝらず、生産された米麥は必ず政府がこれを買上げることによつて、農民が安心して生産に従へる體制を明らかにしたのである。

また政府の買入た米麥は、後に述べる食糧管團または政

府の指定する者例へば軍工費用等の特殊大口需要者に賣渡すこととし、この場合、政府の賣渡価格は家計費と物價その他の經濟事情を參酌して定めるのである(第四條)。なほこの買入と賣渡の價格は、生産者と一般消費者に對し、それら重大な利害關係を有するので、政府は別途に食糧管理委員會を設置して、その決定または改訂を同委員會に諮問する方針にしてゐる。

以上述べた通り、米麥は必ず政府がその買入と賣渡をするのであるが、米麥以外の主要食糧もまた政府が必要ありと認めるときは、その買入と賣渡をなすことが出来(第五條)、また米麥をその主要食糧の轉移を目的とする買入または轉移を目的とする賣渡をなし(第六條)、その他必要ありと認めるときは貸付、交付、貯蔵、交換、加工及び製造をなし得ることにしてゐる(第七條)。

なほ「本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、粟麥、小麥其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧」をいひ(第八條)、米麥以外の主要食糧として差當り豫想されるものは、小麥粉とその加工品(麵類、乾麵類等)、甘藷、馬鈴薯及びその粉または澱粉、その他農林大臣の指定する食糧(雜穀等)である。

#### 検査制度の整備擴充

前述のやうに、米麥國家管理の

強化に伴ひ、その検査制度をも強化する必要から、米麥の生産者または地主は、その政府に賣渡すべき米麥につき勅令の定めるところにより検査を受くべきことを命じ(第八條第一項)、その收買検査の性格を明らかにすると同時に、右以外の米麥その他の食糧をも勅令の定めるところにより検査を受くべきことを命じ得るものとし(同條第二項)、穀物検査制度の整備擴充を圖らうとしてゐる。

#### その他

主要食糧の管理については、その他、第九條と第十條でそれら主要食糧の配給等、價格等の統制に關し規定し、第十一條において輸移出入の統制に關し規定し、また第十三條で主要食糧の管理に必要な調査等に關する規定を設けてゐる。

#### 二 食糧營團

さきに本法制定の理由のところ述べたやうに、主要食糧の総合的配給制度を實施するためには、配給機構そのものをこれに即應するやうに整備することが必要である。

從來も米などは、その適正な配給と消費規正の徹底等の必要から、企業合同による一元配給機構の整理統合は漸次進められてきたのであるが、その整理統合の形態は、或ひは商

#### 中央食糧營團

業組合を以てし、或ひは任意組合を以てし、また等しく商業組合といつても、その實態は卸小賣合體のものあり、分離したものあり、或ひは商業組合と産業組合の一元配給組織によるものあり、單に米だけについてみて、このやうな状態であつて、況んや米麥その他の主要食糧の総合的配給を、一つの配給機構として實施させることは到底不可能である。その上、事變以來の食糧配給事情から、主要食糧の配給事業が高度の國家的公共的事業たる色彩を帯びるやうになつた今日では、その配給事業は、加入脱退が自由で、且つ設立と解散も企業經營主體の意思によつて自由にできるやうな現行の商業組合乃至産業組合等の組合組織では不十分となつたのである。そこで政府は、本法によつて主要食糧の総合的一元配給機構として食糧營團を創設することにしたのである。

食糧營團は從來の多數の關係業者をその出資者とする點で、他の營團と異なる經濟的特色を有するが、その法律上の性質は他の營團と異なることなく、強度の公益性を有する私法人であつて、公益法人と營利法人の中間に位する特殊法人である。そして食糧營團には中央に創設される中央食糧營團と、各道府縣と樺太に創設される地方食糧營團との二種類がある(第十四條、第十五條及び第二十五條)。

中央食糧營團は、地方食糧營團に對し必要な食糧を確實に配給するための中央統制機構として、政府の定める食糧配給計畫に基づき主要食糧を地方食糧營團に配給すると共に、併せて非常時食用食糧の一元貯蔵をする目的で設立されるものである(第十五條第一項)。その資本金は一億圓とし、政府はその半額を出資する。なほ中央食糧營團が非常時食用食糧を貯蔵するためには多額の資金を要するので、拂込資本金額の五倍を限り食糧營團債券を發行することが出来、政府は右債券の元利支拂を保證することになつてゐる(第二十二條)。中央食糧營團の事業としては(イ)主要食糧の買入、(ロ)地方食糧營團または政府の指定する者、即ち大口需要者等に對する主要食糧の賣渡、(ハ)政府の指定する非常時食用食糧の貯蔵、すなはち、例へば乾麵類、乾麵類、鹽干魚、冷凍魚、馬鈴薯、玉葱、味噌、醬油、食用油、乳製品、罐詰、漂庵漬、梅干等のやうな貯蔵に耐へられる食糧で、政府の指定する非常時食用食糧の貯蔵、(ニ)政府の指定する主要食糧の加工、製造、保管等の事業を行ふほか、これ等の事業の附帯事業と目的達成上必要な事業として、地方食糧營團の指導と従業員訓練、厚生乃至共済施設、食糧國防團の事業等をも行ひ得るのである(第十九條)。

地方食糧管團

地方食糧管團は、地方長官(樺太では樺太廳長官)の定める食糧配給計画に基づき、地方的に主要食糧を配給すると共に、地方長官の指定する食糧を貯蔵するため必要な事業を行ふ目的で設立されるものである(第二十五條第二項)。

食糧管團の設立

食糧管團の設立に當つては、まづ政府(中央食糧管團については農林大臣、地方食糧管團については地方長官)が設立委員を任命し、この設立委員が定款の作製、出資の引當等の設立事務を處理するのである(第四十六條)。

解散を受けたこれ等の法人は、食糧管團成立の時に解散するものとし、その権利義務は食糧管團が包括的に承継するのである(第四十七條第三項)。

以上が食糧管理法の概要であるが、なほ本法を樺太に適用するについては、勅令で特例を設け得ることとし(第四十三條)、また本法施行の期日は各規定につき勅令で定めらるることになつてゐる(第四十四條)。

三 その他

本法の副則は第三十一條乃至第四十二條にこれを規定し、また本法の制定に伴ひ、農産物検査法、米穀統制法、米穀自給管理法、米穀配給統制法、政府所有米穀特別處理法、昭和九年法律第五十二號「凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ關スル法律」、昭和十二年法律第九十號「米穀ノ應急措置ニ關スル法律」の八つの法律が廢止されるが、これ等の法律の廢止に關し、必要な規定は勅令でこれを定めることになつてゐる(第四十五條)。

その他食糧管團の創設に伴ひ、産業組合中央金庫と商工組合中央金庫が食糧管團に對し資金の融通が出来る道を開くため、それら産業組合中央金庫法と商工組合中央金庫法の一部を改正することにした(第五十五條及び第五十六條)。

英文版「東京ガゼット」

一 主なる内容

- 大東亞戰爭の目標
(二月十六日東條總理大臣聲明)
製造工業原價計算
外國留學生に對する施設
第七十九議會各大臣演說
大東亞戰爭の記録
(二月六日二月十一日)

三月 號

定例 上野一都七拾五區發給の一九三九年豫約九四發給の
東京市東區八丁半豫約全圖發給の一九三九年豫約八拾發給の
中區所 東京市東區八丁半一ノ一號東京ガゼット發行所
振替東京二六五二八三
東京市東區九區發給の三種各商店

# 鐵道運賃の改正



鐵道省では、浮動購買力を吸収し、また鐵道輸送の諸施設を擴充強化するために、來る四月一日から旅客運賃と貨物運賃を改正することになりました。(急行料金はと裝料金は既に一月一日から實施してのまゝ)

## 旅客運賃の改正

支那事變が起つてから一般物價は相當に昂騰して來てゐます。國有鐵道の旅客運賃は、大正九年に第一次歐洲大戰による物價騰貴のため約二割七分の値上げをして以來二十年間、そのまゝ据置きになつてゐます。そこで、次のやゝな方針で旅客運賃を改正します。

し、制度の簡明と合理化を圖ることにいたしました。  
また現在、三キロ未満の短區間は、三キロ分(五錢)の運賃を最低運賃としてゐますが、鐵道輸送の現状からみますと、短區間の乗車を出来るだけ抑制することが必要です。また旅客を輸送する實費からみて、現行の最低運賃を引上げて五キロ分の運賃(十錢)にします。  
なほ、現行の旅客運賃率と貨率地帯は次の通りです。  
三等(キロに付) 一八〇  
二等(キロに付) 一六〇  
一等(キロに付) 一四〇  
一三〇  
一二〇  
一〇〇  
八〇  
六〇  
四〇  
二〇  
一〇  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一  
五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二  
八十三  
八十四  
八十五  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二  
九十三  
九十四  
九十五  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
百

街交通機關の機能を十分に發揮させるために、普通旅客運賃よりも低廉で簡明な特定旅客運賃制度を採用し、東京附近では舊市内線は二哩まで五錢、二哩一分以上七哩五分まで十錢、七哩六分以上十五錢の三地帯制の運賃を設けて、この區間とその他の區間との相互間は、舊市内線は一哩について一錢五厘、その他の區間は一哩二錢五厘の割合で計算してをり、大阪城東線では、三キロ二分までは五錢、三キロ三分以上は十錢の二地帯制を採用してゐます。  
今回の改正では、都市内の交通機關の大宗である省線電車の最低運賃を引上げるほかは現狀維持の方針を堅持し、東京附近では運賃率の運賃は十錢と十五錢とし、大阪附近では十錢と十五錢とします。

回數乗車運賃 回數乗車

無記名の三種があり、相當の割引をしますが、無記名式のものを除いて、記名式回数券は記名本人と同行者四人に限つて利用できる制度で、その利用の實績は比較的少い實情なので、今回の改正では、記名式を廢止して、すべて無記名式として利用者の便宜を図り、また出札窓口の混雑を緩和させることにしました。

運賃制度は、三等は三十キロ、二等は四十キロ、一等は五十キロまでを無貨とし、それを超過する場合はその超過重量に對し、通常小荷物運賃をとつてゐます。この運賃は手荷物の重量と運送距離で決める複雑な貨率制度になつてゐるので、今回の改正では、取扱ひの簡易化を圖るため、各等級とも一律に一個三十キロ以内のものに限つて手荷物を取扱ひ、旅客一人につき一個は無貨、他の個數には重量に關係なく、一個單位の特別な運賃を收受することにしました。

貨物運賃の改正

今回の改正は、吸収した購買力を戦時財源に充當することに目標があるので、貨物方面では、旅客運賃の場合とは異つて物價との關係が緊密であり、直接的ですから原則

定期旅客運賃 定期旅客運賃

急行料金は、現行の急行料金は、普通と特別の二種に分かれ、その料金は四百キロ、八百キロ、八百一キロ以上の三地帯に分かれてゐますが、近距離の料金が低過ぎるために近距離旅客が急行列車を利用し、遠距離旅客の急行列車に對しては、遠距離旅客の運賃率を新設に伴ひ、通行税を合算して現行料金の二倍程度に引上げました。

手荷物運賃 現行の手荷物

定期旅客運賃 定期旅客運賃

板知啓

としては引上げべきではない。この引下げの方面では、ま

もので。そこで今回の貨物関係の改

正は、一部運賃の是正による

増収で他方の運賃引下げの財源

に充當することになつてゐます。

そして運賃の一部を引上げるに

しても、生産力擴張関係の重要

物資や生活必需品、肥料等の車

扱大量貨物を自送としない、

戦時生活上で不要不急とみられ

る高級物資や、輸送の調整を要

する小口貨物を対象としてゐ

ます。

低額になるもの 國有鐵道

の貨物運賃は、この二十年引下

げが著しいが引上げはして、

てゐません。低物賃を維持す

るためには出来るだけ低廉な

とが望ましく、高くなることは

好ましくないことです。そこで

今回も旅客運賃は引上げます

が、貨物では一部是正の程度で

計算することになつたので、遠

距離運賃の利益が受けられ、荷

物の運賃との均衡を考へて多少

の引下げ、また宅扱と統合し、

制度を簡易化します。

是正されるもの 運賃是正

のものは、まづ第一に物品税を

課せられてゐるやうな高級貨物

や、輸送の調整を要するやうな

貨物です。

小荷物運送を貨物

の荷物の一部に統合

現在

運送は、旅客列車による小荷物

の貨物

運送の大部分は、貨車一

車を貸切つて運送する大口のも

板知啓

小荷物扱貨物は、大體今まで

が行はれてゐたものです。

の小荷物に相當するものです

が、今回の改正では、小口扱貨

物や郵便小包との均衡を考慮し

て、原則として重量を十キロ以

下に制限し、運賃もその間の調

整を圖ることにしました。

もつとも小荷物扱が貨物の一

部になつても、その取扱は今ま

で通り驛の手小荷物扱所一緒

に取扱ひ、その輸送も貨物列車

によるものでありますが、大體

は今まで通り旅客列車によるこ

とになつてをります。

以上、旅客と貨物運賃の改正

の概要を述べましたが、このや

り、例へば近距離五十キロまで

寫眞

特輯シンガポール陥落

天皇陛下、民衆の赤旗にこたへま

ごり、シンガポール陥落までの大

陸軍省の、全圖を、油々に一

マニラの近況

マニラの印象

フィリピン雜感

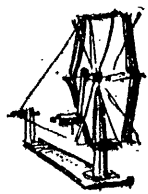
新劇場辭典

落下傘部隊はこのやうにして育

空襲、その他

行發日四月三

板知啓



# 敗戦に揺ぐ英聯邦

混沌たる英本國政界

大東亞戦争における全面的敗退に加へて、北阿戦線の類勢、ドイツ主力艦隊のドーヴァ海峡突破等、櫛の齒をひく如き敗報山積に、英國輿論のチャーチル内閣に對する不信任の聲は次第に昂められ、シンガポールを喪失するに及び、英國政情は不安の極に達し、かねて内閣改造を拒否して來たチャーチル首相をして、遂に再度に互る内閣大改組を餘儀なくせしめたのである。

かくして、チャーチル内閣は、去る一九四〇年五月の成立から今日まで、殆んど十回に及ぶ改組にづく改組を以て膏藥貼りに忙しい歲月を過して來たわけ、今次大改組による再生内閣は、つぎの七名を閣内相としその他二十名の閣外相を含むものである。

首相兼國防相 チャーチル(保守黨)  
自治領相兼勸業相 アットリー(労働黨)

國庫尚書 クリッパス(社會主義者聯盟)

外相 イーデン(保守黨)

臨時生産相 リットルトン(保守黨)

勞働相 ベグリン(労働黨)

樞相 アンダーソン(保守黨)

内閣改造をめぐり、目下英政界に活潑に動いてゐる政治的潮流は、英國今後の政治的動向を左右するものとして頗る注目されてゐる。第一には、共産黨を除き英政界の最左派であり且つ親ソ派を代表する前駐ソ大使クリッパスの入閣が物語つてゐるやうに、さしせまる危局を好機として英政界に左翼的且つ親ソ的な政治力が次第に擡頭し、既に英政界における陰然たる一大勢力となつて來たことである。これはいふまでもなく、チャーチル一派の率ゐる戦時英國が、その對標軸戦略の眼目としてソ聯の抗戦力に唯一の希望を懸けてゐるため、英ソ關係は保守黨側或ひは英資本階級の好むと好まざるにかかはらず最早や抜き差しならぬもの

のとなつてゐる。

しかしながら、英當局の對ソ抱き合ひ方針に對し、依然として國內に強硬反對派の現存することも事實で、例へば、ロンドンタイムス紙の所有者として知られ大戦勃發直前まで英獨提携論者として自他共にゆるしたアスタール卿の一派や、商相及び陸相を歴任して貴族階級に根強い背景を有するスタンレーの如き一流名士を始めとして、英ソ提携反對論を唱ふる者すくなく、ことに保守黨側においては、最近英ソ提携を非難する演説を選舉區民に行つた所屬議員五十名(保守黨全議員の約七分の一)に達したとさへ傳へられる。

また、英國軍部内でも、重要地位にある將官の多數までが反對してをり、英國放送局の如きも同盟諸國の國歌はロンドンに亡命中の幽靈國に至るものまで定期放送を行ふに反し、ソ聯共産黨の放送を容認せず、一部勢力の壓迫により激々ながらソ聯國歌ならぬソ聯軍から最も親しまれてゐるソ聯軍歌の放送を漸く開始した程であつた。従つて、一般英國民間における對ソ反感は、未だ根強いものがあり、ソ聯映畫が國內各地で上映を拒否されたのもつい先頃のことである。

しかしながら、對ソ提携の代名詞の如くみられるクソツ

プスの入閣が、一般英國民間に可成りの拍手を以て迎へられたのも事實であり、これは、クリッパスの親ソ色をそれ自體よりも、敗戦つゞきの英國にあつて、未だ黒星を有せぬ政治家の登場といふ點で歓迎されたのである。これによつても、今日の英國に如何に無傷の政治家が拂底してゐるかが窺ふべし。

## 濠洲の趨勢

一方、濠洲においては、英濠關係の問題をめぐり、かねてより輿論の對立が醸成されつゝあつたが、二月に入り、濠洲の前衛地帯とするシンガポールの危機迫るや、遂にカーティン濠首相は英國の無責任さを痛罵する言明を行ひ、それを對しメンジース前濠首相は「カーティン首相の行爲は卑劣なる第五列に等し」と酷評を加へ、こゝにはしなくも政界の内紛は激化するに至つた。

ついで、シンガポールの失陥から息づく暇もなく北濠の要衝ポート・ブローウィン猛襲となり、濠洲側は今更のやうに、英國當局が印度や西亞方面にのみ眼を奪はれて濠洲援助に力を入れなかつたと難じ、米國駐節の濠洲公使ケーシーの如きもニューヨークにおいて、「濠洲はとてこのままではやつてゆけぬ、濠洲の何千といふ飛行士は西亞やシ



ソガポール方面へ驅り出されて散らばつてゐるまゝだ。米英が積極的に救助して呉れなければ、とても遠洲は駄目である。と泣かんばかりの演説をした。

しかしながら、英國としてみれば、西亞や印度を守り得て初めて遠洲の守りも可能となるものであり、實際問題として西亞や印度の方が大事で、殊にドイツの春季大攻勢が眼前に迫つてゐるため、それらの方面の守りに手一杯で、到底遠洲の方まで面倒をみる餘力なく、遠洲が英國から離れつゝあることに對し全く策の施しやうがない状態に置かれてゐる。

また、遠洲政界の一部が、かねてより主張して來た英國に換ふるに米國を本位とする依存策にしても、大東亞戦争の勃發以前ならばまだしものこと、現状においてそれは、遠洲側の對米片思ひの域を一步も出でぬ大勢にある。即ち米國側からみれば、遠洲・印度・西亞の危機は危機に相違ないが、やはり自國自身に迫る危機を強く感じてをり、ハワイを中心の問題やカリフォルニア沿岸の問題のみならず大西洋沿岸の方が、遙かに遠洲救済よりも直接的な問題となつてゐる。

かくて、米英側は、窮餘の一策として、カナダ軍の遠洲救済を放送しつゝあるが、大勢の赴くをどう如何ともなし得

ず、今や、遠洲のみならずニュージランドは、自己が西南太平洋に位置する本然の姿を敢へて見出さうとせず、自ら好んで孤兒も同様の苦境に盲進しつゝあるのである。

### 印度の趨勢

印度においては、大東亞戦争勃發後程なく、反英非暴力不服従主義者のガンディーが、英領印度（印度は英領印度と印度土侯諸國とより成り、英領印度は廣きに於て全印度の約五割五分人口において全印度の約四分の三を占む）における最大政派たる國民會議黨の指導地位から退いたことを機に、全印一致の對英協力實現近しと英側は放送してゐたが、その後の現実は英側の思ふ通りには轉回せず、蔣介石の印度訪問に際しても、これら會議黨の幹部達は英蔣合作劇を鶴呑みにせず、ために英側をして、「蔣をしてそれら會議黨幹部を相手とせずラジオ等による直接印度民衆へ呼びかけさせた方が効果的であらう」とさへ、いはしめた程である。

最近、英側の印度各地における弾壓振りはずしく激化されつゝあるが、しかもなほ、食糧不足その他により、小規模ながら各地に暴動發生し、また、幾多の紡績工場、炭礦及び鐵道の従業員間に罷業が行はれてゐると傳へられる。一方、去る一九四〇年末以來實施した印度を中心とする

「スマタ」以東英領各地軍需品の自給自足案の進行により、表面からみれば限り英國は、さしあたりその計畫による利益を満喫しつゝある恰好であるが、急速な印度重工業の勃興振りは當然に印度經濟の自主化を豫約しつゝあり、且つ、ガンディー及びネル等の會議黨幹部達も大東亞戦争の急速な展開以來、日本に對する言動を慎重にしつゝあり、對日言動の慎重化、とり、直さず彼等の對日協調と斷じ得る程に印度の政情は單純でないが、ともかくも、數世紀に亘つて彼等を壓し來つたヒマラヤの白雪もやがてとけ、全印度に「印度人の印度」たるの春を招來でき得る機會の刻々に迫りつゝあることは、經濟自主化の趨勢より推しても明らかとなつてゐる。

### カナダ及び南阿の趨勢

但し、最近の英本國が、所要抗戰資源の印度に仰ぐものは黄麻及びマンガン鑛のみとなり、そのマンガン鑛も印度自身の急速な鐵鋼業發展により他國向けは勿論、對英輸出も漸減を餘儀なくする前途にあり、英國としては所要資源の大部分を専ら米國・カナダ・南阿方面に依存し、以て本土方面の戦備を行つてゐるわけで、ために一九三九年に比し一九四一年におけるカナダの對英輸出は六割六分、南阿の對

英輸出も四割五分からの激増を告げてゐる。

即ち、今次の戦争による英國の危機が、カナダの工業を一層發展させ、南阿をも工業國の域へ向つて邁進させてをり、マレー半島を失ひ遠洲及びニュージランドとの聯絡を絶たれ印度また本國直接のためにとし難くなりつゝある英國として、カナダ及び南阿自治領躍起の工業擴充に急場の息をつかされてはゐるものの、今後、カナダは勿論のこと南阿にせよその對英發言權を増大するであらうことは不可避となつた。

即ち、第一次大戦の結果、産業的に向上しかつたカナダ・遠洲等の自治領が一致して英國に當り、一九二六年の英帝國會議に至り英國側をして遂に英帝國の改組を容認せしめ、一九三一年、それら自治領諸國は英本國と對等の地位において英聯邦を組織したが、今次大戦を契機とする各自治領の産業發展：經濟自主化の大勢は既に前大戦のそれと比較にならぬ程著しく、殘存「英聯邦」勢力を掃がす者、それは外部よりもむしろ經濟的自主を確立しつゝある内部の自治領諸國にほかならなくなりつゝある。

かくて、前大戦は「英帝國」を英聯邦へ改組せしめ、今次大戦とりわけ大東亞戦争はその「英聯邦」を急速に内部分裂へと導きつゝあるのである。

# 大東亞戦争日誌

10



自昭和十七年二月十九日  
至同 二月二十五日

軍司令部、官廳、棧橋等を爆撃

二月十九日(木)

二月二十日(金)

二月二十一日(土)

**蘭印方面** △陸軍航空部隊、バリ島に上陸、要地ナンバルを占領  
▽陸軍航空部隊、バイテンゾグ、バンドン飛行場を爆撃、米機四十六機を撃墜破壊  
**南洋方面** △海軍航空部隊、南洋本土北岸敵最大の海軍基地ポート・ド・ウイオンに對し大空襲を敢行、所在全機機庫二十六機を撃墜破壊、六千トン級特設巡洋艦二隻、驅逐艦二隻、駆潜艇二隻、掃海艇二隻、船九隻を撃沈、驅逐艦一隻を大破、更に東西南飛行場全部(三棟)、兵舎二棟、海

**蘭印方面** △帝國驅逐艦二隻、バリ島東方において米海軍合隊と交戦、敵驅逐艦四隻を撃沈、巡洋艦二隻を撃墜破壊一隻を大破せしむ、わが方驅逐艦一隻損害を受けたるも戦術航海に支障なし  
▽陸軍部隊、スマトラ島タンジョンカランを完全占領  
▽陸軍航空部隊、カリジヤチ飛行場を爆撃し、米機二十七機を撃墜  
**タイモール島** △陸海軍部隊、クーバン、テリに敵前上陸を敢行

**蘭印方面** △海軍航空部隊、ニューギニア島北東方において航空母艦を含む有力なる敵部隊を発見、敵戦闘機群と空中戦闘を展開、十機撃墜、その一部は機體もろとも體當りをして敵航空母艦を大破、大火災を生ぜしめ、更に他の軍艦一隻にも大損害を與ふ、わが方の未歸還機九機、  
シンガポール島要塞攻陥戦の戦果  
一、俘虜 軍司令部以下總數約七万三

千餘名、三八名、なほ負傷兵約八千は市内主要ホテルに收容治療を加へつゝあり

三千トン級敵艦一隻を爆撃炎上、更に二万トン級敵艦一隻を爆撃

**九龍を撃墜**  
**ビルマ方面** △陸軍航空部隊、マンダレー、ミンガラドン飛行場を空襲、敵機三十四機を撃墜

一、兵器品 大威力軍砲その他各種火砲約三百門、機關銃二千挺以上、小銃約五万挺、車庫約二千、約二百輛、各種自動車約一万輛、自動二輪車約二百輛、彈藥その他軍需資材多量、一万トンの級汽船一隻、五千トンの級タンカー三隻、その他大小舟艇多数  
三、わが軍の損害 目下調査中なるも、シロホール水道橋過後の戦死傷者約三千名の見込  
△帝國艦艇、昭南島へ入港

△メリ軍政機關決定し、昭南市長に大塚茂雄氏  
**二月二十四日(火)**  
**ジャバア島方面** △陸軍航空部隊、バンドン、バイテンゾグ、チリタン、バタヴィア各飛行場を反復爆撃、敵機六十八機を撃墜破壊、更にバタヴィア空襲部隊は敵艦巡洋艦一隻、三千トン級汽船一隻に多数の命中弾を與ふ

二月十五日(追加)  
△陸軍部隊、バンカ島ムントク附近に敵前上陸を敢行、バンカルピナソを占領  
**二月十七日(追加)**  
△二月十五日ムシ河を遡江せる陸軍部隊、パレンバン飛行場占領中の落下傘部隊と協力、パレンバンを完全占領  
▽海軍航空部隊、タイモール島クーバンを空襲、敵砲臺、兵舎、倉庫群二十棟を爆撃、更に五千トン級敵艦一隻を撃沈

**蘭印方面** △陸軍航空部隊、ジャバア島、バイテンゾグ、カリジヤチ、バンドン、ビルマ領トングウ、パセイン各飛行場を攻撃(二十日と二十一日)、米英兩機三十機を撃墜  
▽海軍航空部隊、タイモール島附近において敵機ヤンファンゾラケル型二隻、

**二月二十五日(水)**  
**蘭印方面** △陸軍航空部隊、ジャバア島、カリジヤチ飛行場を爆撃、敵機三十三機を撃墜

二月十八日(追加)  
▽海軍航空部隊、ジャバア島スラバヤを空襲、米新鋭機十三機を撃墜、更に敵驅逐艦五隻を爆撃  
▽海軍艦艇、スマトラ島方面において敵機機庫一隻を撃沈、驅逐艦二隻、掃海艇一隻、英商船一隻を撃墜(十七日と十八日)

露光量違いにより重複撮影



**塔風通**  
いよく  
この四月に  
大東亜戦下の  
の総選挙が

眞實選挙  
われは政府の意のあるところを  
理解し、その方針に従つてこの  
総選挙國民としての責任を果し、  
前線將士の勞苦に應へようではないか。  
(東京 堀内忠)

われは政府の意のあるところを  
理解し、その方針に従つてこの  
総選挙國民としての責任を果し、  
前線將士の勞苦に應へようではないか。  
(東京 堀内忠)

大東亜戦と納税  
無敵皇軍の進む所敵なく、  
ハワイ沖海戦の戦果を皮切とし、  
英國が世界に蒙る苦境に  
對し東亞侵略の大要も露せし  
國民は納税に、これによつて  
完備なる皇國は築かれる  
これによつて得た南方諸國  
のた。 (投稿 小林忠)

お知らせ  
週報 寫眞週報編輯(第四部第二課)は  
當分の間、左記で執務して居ります。  
投稿、通風、統後カメラ應募等は  
左記宛に  
編輯部 永田町二ノ一  
内閣總理大臣官舎内情報局分室  
週報 寫眞週報編輯室  
週報 寫眞週報編輯室  
電話 週報専用 銀座(六、八九三番)  
寫眞週報専用 (八、四八七番)  
(但し發行部事務は内閣印刷局)

週報	昭和三十七年三月四日發行
編輯部	東京市豊島区本町一丁目一番地
印刷部	東京市豊島区大崎
發行部	東京市豊島区大崎
定価	一部 五錢
所込申	全国各地官報販賣所 書店・新聞店・驛賣店
御注意	▲本誌より轉載の場合は必ず、週報何號より轉載の旨を明記し、その體裁誌を情報局週報編輯部宛に送付して下さい。 ▲本誌記事の無断転載は斷り致します。 ▲本誌記事に對する御意見を編輯部に送付して下さい。 ▲本誌を他へお送りの場合は郵費一部を負擔して下さい。

**貯蓄報國に**  
**信託を利用する**

御國の爲めに  
一石二鳥  
征戰の完遂に  
生産力擴充  
公債消化  
資源開發  
富強の基礎を  
優秀なる人材の育成  
「學資金の信託」  
幸福なる家庭の建設  
「結婚資金の信託」  
堅実なる家業の設計  
「獨立資金の信託」

皇贈書明説  
**三井信託株式會社**  
本店 東京市本橋區室町  
支店 東京市大塚區、京都府、名古屋、福岡

露光量違いにより重複撮影



**翼賛選挙**  
いよく  
この四月に  
大東亞議下  
の總選挙が  
行はれる。二度こそわれわ  
れは眞に統後國民の熱意を  
反映し得る人物を議會に  
選び送らねばならない。

われ／＼は政府の意のあるところを理解し、その方針に従つてこの統後國民としての責任を果し、前線將士の勞苦に應へようではないか。  
(東京 堀内生)

われ／＼は政府の意のあるところを理解し、その方針に従つてこの統後國民としての責任を果し、前線將士の勞苦に應へようではないか。  
(東京 堀内生)

**大東亞戰と納税**

無敵皇軍の進む所敵なく、ハワイ沖海戦の戦果を皮切とし、英國が世界に豪語せし東亞侵略の大要業も遂に陥落した。而し國民はこれによつて得た南方諸國の物資にのみ目を毒はれてはならぬ。この戦争の完遂、南方諸地方占領地域の復興にはまだ／＼重い任務があり、それには財政の増大するは勿論である。税金は自己の財産を國家に取られると思ふは大變な違ひである。納税も國債を買ふも同じだ。國民の二大義務は何か、軍人は征戰に、統後國民は納税に、これによつて完備なる皇國は築かれるのだ。  
(長岡 小律生)

**お知らせ**

週報、寫眞週報編輯(第四部第二課)は當分の間、左記で林務して居ります。投書、通風塔、統後カメラ應券等は左記宛に  
郵町區永田町二ノ一  
内閣總理大臣官舎内情報局分室  
週報、寫眞週報編輯室  
電話 週報専用 銀座(五七六、八九三番)  
寫眞週報専用 (七八、四八七番)  
(但し發行部事務は内閣印刷局)

週報	昭和十七年三月四日發行
編輯者	東京市神田區永田町一丁目一番地
印刷者	東京市神田區大手町
印刷局	東京市神田區大手町
定價	一部 五錢
注	▲本誌より轉載の場合は必ず「週報」何頁より轉載の旨を明記し、その轉載誌を情報局週報編輯部宛に送付して下さい。 ▲本誌記事の無断転載は御断り致します。 ▲掲載記事に対する御意見を、欄外に附しての御意見欄に送付して下さい。 ▲本誌を便へお送りの場合は郵税一部五錢を申付けます。
御注	▲本誌より轉載の場合は必ず「週報」何頁より轉載の旨を明記し、その轉載誌を情報局週報編輯部宛に送付して下さい。 ▲本誌記事の無断転載は御断り致します。 ▲掲載記事に対する御意見を、欄外に附しての御意見欄に送付して下さい。 ▲本誌を便へお送りの場合は郵税一部五錢を申付けます。
所込申	全國各地官報販賣所 書店・新聞店・驛賣店

**貯蓄報國に**

**信託を利用する**

御國の爲めに  
一石二鳥  
征戰の完遂に  
生産力擴充  
公債消化  
資源開發  
富強の基礎を  
優秀なる人材の育成  
「學資金の信託」  
幸福なる家庭の建設  
「結婚資金の信託」  
堅実なる家業の設計  
「独立資金の信託」

説明書贈呈

**三井信託株式會社**

本店 東京市日本橋區室町  
支店 東京・大阪・京都・名古屋・福岡岡

情 報 局 編 輯

# 週 報

三 月 十 一 日 號

## 隙を作るな 國土防衛

戰時災害保護法  
 民法改正と調停制度の擴張  
 ジャヴァ島作戰開始さる  
 大東亞海の殲滅戰  
 戰時刑事特別法  
 戰時金融金庫の概要

283 號

週 報  
 昭和十七年十月十一日  
 昭和十七年三月十一日  
 第三種郵便物認可  
 行 (毎週一回水曜日發行)

五 錢

内閣印刷局印刷發行

週 報 は 民 衆 翼 贊 の 道 し べ

戦果にこたへよ  
 感謝貯蓄  
 大蔵省・道府縣・全國金融協同會

(判LA51格規定國はさき大の書本)